

I 待機児童緊急対策室等の設置

1 緊急対策の背景

(1) これまでの保育所整備と受入児童数の拡大

市では、これまで「子育てにやさしいまち」として、子育て支援と教育の分野に大きく力を注いできており、財政状況の厳しい中でも、平成 31 年度までに待機児童「ゼロ」を目指し、保育園整備について毎年一定の入所人数を確保できるよう民設民営の保育園整備を中心に、積極的に実施しているところである。

【参考】平成 21 年度から平成 28 年度までの保育所等の整備・拡大状況

- 平成 21 年度 認可保育所 16 園 受入れ可能人数 1,650 人
- 平成 28 年度 認可保育所 31 園、地域型保育 12 園 受入れ可能人数 3,020 人
- ⇒7 年間で認可保育所は **15 園増**、地域型保育 **12 園増**、受入れ可能人数 **1,370 人増**

(2) 待機児童数の増加とその要因

上記 (1) のように受入れ児童数の大幅な拡大を図ってきたが、保育所等の入所希望者は年々増加し、平成 27 年 4 月時点の入所保留者数 175 人に対し、平成 28 年 4 月における入所保留者数は 340 人で、約 2 倍となっている。また、入所保留者から育児休業中や家庭保育室入室数を差し引いた、国で定める算出基準による、いわゆる待機児童数を同じく比較すると、34 人から 106 人になっており昨年の約 3 倍となっている。

【参考】平成 22 年から平成 28 年までの待機児童数、入所保留者数等の一覧表

| | 就学前 児童数 | 園数 | 受入可能 児童数 | 新規申込 者数 | 入所保留 者数 | 待機児童 数 | |
|---------|------------|----------|-------------|------------|------------|-----------|--------|
| 平成22年4月 | 8,080 | 16 | 1,650 | 611 | 219 | 47 | |
| 平成23年4月 | 8,207 | 17 | 1,757 | 739 | 273 | 44 | |
| 平成24年4月 | 8,450 | 19 | 1,965 | 734 | 232 | 19 | |
| 平成25年4月 | 8,728 | 21 | 2,118 | 813 | 233 | 34 | |
| 平成26年4月 | 8,916 | 24 | 2,282 | 915 | 274 | 26 | |
| 平成27年4月 | 9,137 | 27+10(※) | 2,706 | 987 | 175 | 34 | ↓新制度開始 |
| 平成28年4月 | 9,251 | 31+12(※) | 3,020 | 1,102 | 340 | 106 | |

※平成27年4月から地域型保育(小規模保育等)を含む。認可保育園+地域型保育

【参考】埼玉県内待機児童数（平成28年4月1日現在）

| | | | |
|----|-------|------------|---------|
| 1 | 戸田市 | 106人（保留児童数 | 340人） |
| 2 | 川口市 | 98人（保留児童数 | 1,050人） |
| 3 | 朝霞市 | 79人（保留児童数 | 370人） |
| 4 | 草加市 | 77人（保留児童数 | 399人） |
| 5 | 新座市 | 70人（保留児童数 | 213人） |
| | : | | |
| 15 | さいたま市 | 24人（保留児童数 | 1,832人） |
| | : | | |

待機児童が増えた原因の一つとしては、県内1位の人口増加率があり、就学前児童数が増加傾向にあること、また共働き世帯の増加等により保育利用率が上がっていることなどが挙げられる。（人口増加数も、平成27年国勢調査速報値では前回調査からさいたま市、川口市に次いで3位の状況）

また、小規模保育が待機児童対策に有効とされる0歳から2歳児の預かりを進めることで、3歳児以上の受け入れ枠を市が確保しなければならない、いわゆる「3歳の壁」など、新制度移行による新たな課題も生じている。

（3）保育所整備の課題

保育所整備が困難な状況となっており、その主な課題として、保育単価（公定価格）の地域区分の不均衡がある。本市においては事業者への運営費（地域区分に反映）が近隣市に比べて著しく低いことから、運営事業者の新規参入や保育士確保が非常に厳しい状況である。

（保育単価の地域区分は、戸田・川口：6/100、東京特別区：20/100、和光市：16/100、さいたま市・蕨市：15/100）

また、これに加えて、都市部の高い地価により整備用地の確保が非常に難しく、建設費の高騰等も影響し、保育所整備がなかなか進まない状況である。

参考資料1参照

2 緊急対策の必要性

国も緊急対策の概要を掲げたが、子育て支援を最重要施策の一つとしている本市にとっては、若い世代が流出することなく本市に住み続けていくために、また、出産を妨げる要因とならないためにも、保育所等の入所希望者の急激な増加に対し、短期間による対応が必要である。

そのためには、これまでの体制及び手法による打開は困難なため、全庁的な課題として捉え、市独自の対策が必要となる。

一例として、都市部において共通の課題であるが、保育所等の整備用地を確保することは非常に難しいことから、全庁的に市有地のほか、民間の遊休地・遊休施設等の情報を集約していくために、組織を横断した協力が必要であると考えている。また、今回、初めて3桁まで増加し、今後も更なる増加が見込まれる待機児童数を短期間で確実に削減していくとともに、深刻化する保

育士不足等に対応するためには、これまでにない規模とスピードで整備事業等を推進する必要があるが、同時に本市の限られた資源の中で展開していく状況にもある。

そのため、「待機児童緊急対策」を全庁的な取り組みとして位置づけ、市長を本部長とする「緊急対策本部」と「専任組織」を設置し、より迅速な取り組みを実施するものである。

3 待機児童緊急対策本部の設置（平成28年6月1日）

参考資料2参照

- ①名称 戸田市待機児童緊急対策本部
- ②構成 市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、各部局長で構成
- ③業務内容
 - ・待機児童緊急対策に関すること。
 - ・待機児童緊急対策計画の策定及び実施に関すること。
 - ・その他待機児童緊急対策に関し必要な事項
- ④庶務 こども青少年部
- ⑤開催
 - ・第1回会議（平成28年6月3日）
待機児童緊急対策
 - ・第2回会議（平成28年8月22日）
待機児童緊急対策の進捗状況
 - ・第3回会議（平成28年10月）
待機児童緊急対策アクションプランの審議等

4 専任組織の設置（平成28年6月1日）

参考資料3参照

- ①名称 戸田市待機児童解消に向けた緊急対策プロジェクトチーム
対外的には【待機児童緊急対策室】という。
(戸田市行政組織規則第22条によるプロジェクトチーム)
- ②人数 4人
- ③業務内容
 - ・待機児童対策の企画立案に関すること。
 - ・待機児童対策の総合的な調整に関すること。
 - ・その他待機児童に関すること

II 市独自の緊急対策の方向性

1 認可保育所の新設を中心に重層的な対策を実施

保育所等の入所希望者数の急増等に伴い、待機児童数は県内ワースト1位になった本市において、今後も入所希望者数の増加が見込まれる中、認可保育所の新設を中心に整備を行う。しかし、特に待機児童の多い駅前における保育所整備用の土地確保が困難であること、公定価格の地域区分が近隣の自治体に比べ著しく低いこと等を総合的に勘案し、予測困難な市場原理（特に民間認可保育所の新規整備）に依存しすぎると、成果が乏しくなる危険性が大きい。従って、市有地の活用、既存の民間保育所や公立の増改築・分園の推進、家庭保育室（認可外保育施設）の活用等も同時に、重層的に進めることで、成果を確実なものにする。

2 市有地、公共施設等の公有資産の優先的活用

市域が狭く、都市部の高い地価等により、保育所の整備用地確保が困難な本市にとって、上記の重層的な対策を進めていく中で、市有地や公共施設等の公有資産を、一定期間、保育所整備等に優先的に活用していくことが必要である。

3 短期的には保育所単独整備、中長期的には複合施設整備を実施

短期間で緊急対策を講じ、待機児童の解消を目指す中では、定員拡大のため、保育所単独の整備が急がれる。また、少子化とは逆の流れで人口が急増している一方で、急激な高齢化が予測される本市にとって、持続可能な都市を実現するため、例えば、保育施設から介護施設に移行しやすい転用型の複合施設の整備を推進していくことも、ファシリティマネジメントの視点からも必要であると考えられる。

Ⅲ 進捗状況

1 保育所等の整備用地確保に係る市有地等の調査実施（全所属）

2 国及び埼玉県に対する緊急要望書の提出

- ・（国）保育単価の地域区分が低く待機児童の多い自治体への支援に関する緊急要望書を提出予定
- ・（埼玉県）上記のほか、市の財政負担軽減、家庭保育室制度の継続支援の3点について埼玉県知事宛に、緊急要望書を提出（平成28年9月26日）

3 平成28年度内の定員拡大

（1）民間保育所の定員超過入所（定員の弾力化運用）の拡大

参考資料4参照

- ・市内各保育所の有効面積と図面を確認
- ・9月1日入所 1施設で**12人拡大**

→にいぞ虹保育園（新曾 132-1）

【12人の内訳：1歳児 2人増、2歳児 1人増、3～5歳児 各クラス 3人増】

→市広報 8月1日号掲載、入所保留者等に個別通知、市HP公開

- ・10月1日入所 9施設で合計 **13人拡大**

【13人の内訳：1歳児 1人増、3歳児 1人増、4歳児 7人増、5歳児 4人増】

→市広報 9月1日号掲載、市HP公開

- ・その他の施設は調整中

(2) 小規模保育事業所の定員拡大（検討中）

4 平成 29 年 4 月の定員拡大

(1) 創設（仮称）戸田公園駅前保育所（定員 120人）→**120人拡大**

- ① 施設種別 認可保育所
- ② 所在地 戸田市本町 2 丁目 1912-1
(JR 埼京線「戸田公園駅」徒歩 3 分程度)
- ③ 事業者 平成 28 年 5 月 9 日に公募を開始し、選定を経て 6 月 20 日に
社会福祉法人 さきたま会（久喜市上内 1446-1）に決定
- ④ その他 9 月補正予算で増額

(2) 賃貸物件（仮称）戸田公園すきっぷ保育園（定員 50人）→**50人拡大**

- ① 施設種別 認可保育所
- ② 所在地 戸田市本町 5 丁目 1998-2、3
(JR 埼京線「戸田公園駅」徒歩 4 分程度)
- ③ 事業者 株式会社俊英館（板橋区小茂根 4-9-2 セガミビル 3F)
- ④ その他 9 月補正予算で増額

(3) 賃貸物件（仮称）太陽の子北戸田保育園（定員 50人）→**50人拡大**

【認可外保育施設から認可保育所に移行】

- ① 施設種別 認可保育所
- ② 所在地 戸田市大字新曾 2002-12 市ヶ谷ビル 2 階
(JR 埼京線「北戸田駅」徒歩 1 分程度)
- ③ 事業者 長谷川キッズライフ株式会社（豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 57 階)
- ④ その他 9 月補正予算で新規要求

(4) 小規模保育事業所（仮称）ふるーる保育園 戸田公園駅前

- ① 施設種別 小規模保育事業 A 型
- ② 所在地 戸田市本町 5 丁目 2-20 アルシオン戸田公園 1 階
(JR 埼京線「戸田公園駅」徒歩 5 分程度)
- ③ 事業者 株式会社アヴェニエール（川口市北園町 1 5-9）

(5) 幼稚園長時間預かり

- ・6月に市内幼稚園園長会議にて市の現況を説明
- ・各幼稚園を順次訪問し、実態把握と課題整理（人材確保、人件費、保育日数・時間、保育スペースなど）

- ・市独自の支援策を検討中

(6) 認可保育所の定員超過入所の拡大

5 平成 30 年 4 月の定員拡大

- (1) 民間保育所の新設 (交渉中)
- (2) 民間保育所の増築・分園 (交渉中)
- (3) 公立保育所の増築 (喜沢南保育園)
 - ・29年4月増築に向けて調整していたが30年4月に延期
- (4) 市有地の活用 (検討中)
- (5) 認可保育所の定員超過入所の拡大
- (6) 幼稚園長時間預かり

6 その他

(1) 保育士確保策

市の保育の魅力を上向きさせ、保育士の新規雇用の促進と定着化を図るよう、市の特徴を踏まえて対策を協議しているところである。

(2) 定員拡大数

現在、来年度以降の入所希望見込数を慎重に分析中である。本市における就学前児童のうち保育所への申込み児童数の割合である「申込率」の推移については、ここ数年の増加率は平均して1%程度であるが、平成26年4月は1.8%増の26.3%、平成27年4月は3.5%増の29.8%、さらに平成28年4月は4.5%増の34.3%と、平成27年度から急増している状況である。参考までに、本市に隣接している東京特別区において、就学前児童のうち保育所等を利用している児童の割合である「利用率」は、平成28年4月は45%程度となっており、今後も共働き世帯の増加に伴い、本市の申込率も増加していくことが見込まれる。

(3) 今後の予定

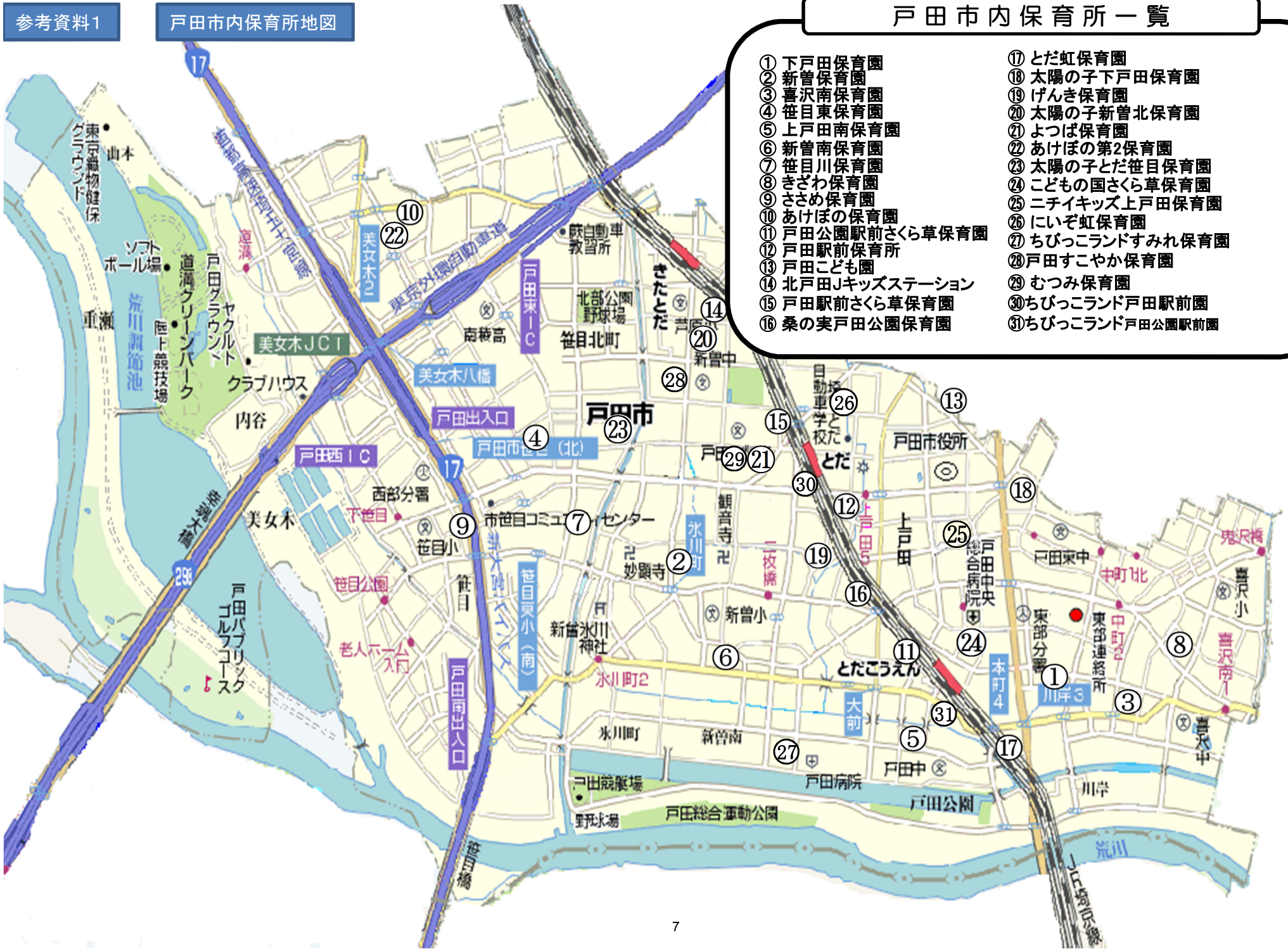
- ・第3回待機児童緊急対策本部会議の開催
10月 待機児童緊急対策アクションプランの審議等

7 参考資料

- (1) 戸田市内保育所地図
- (2) 戸田市待機児童緊急対策本部要綱
- (3) 戸田市待機児童緊急対策プロジェクトチーム要綱
- (4) 平成28年9月1日付・10月1日付入所分 (定員超過入所の拡大)

戸田市内保育所一覽

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 下戸田保育園 | ⑩ あげほの保育園 |
| ② 新曾南保育園 | ⑪ 戸田公園駅前さくら草保育園 |
| ③ 喜沢南保育園 | ⑫ 戸田駅前保育所 |
| ④ 笹目東保育園 | ⑬ 戸田子ども園 |
| ⑤ 上戸田南保育園 | ⑭ 北戸田Jキッズステーション |
| ⑥ 新曾南保育園 | ⑮ 戸田駅前さくら草保育園 |
| ⑦ 笹目川保育園 | ⑯ 桑の実戸田公園保育園 |
| ⑧ きざわ保育園 | ⑰ とだ虹保育園 |
| ⑨ ささめ保育園 | ⑱ 太陽の子下戸田保育園 |
| | ⑲ げんき保育園 |
| | ⑳ 太陽の子新曾北保育園 |
| | ㉑ よつば保育園 |
| | ㉒ あげほの第2保育園 |
| | ㉓ 太陽の子とだ笹目保育園 |
| | ㉔ こどもの国さくら草保育園 |
| | ㉕ ニチキッズ上戸田保育園 |
| | ㉖ にいぞ虹保育園 |
| | ㉗ ちびっこランドすみれ保育園 |
| | ㉘ 戸田すこやか保育園 |
| | ㉙ むつみ保育園 |
| | ㉚ ちびっこランド戸田駅前園 |
| | ㉛ ちびっこランド戸田公園駅前園 |



戸田市待機児童緊急対策本部要綱

平成 28 年 6 月 1 日 市長決裁

(設置)

第 1 条 子育てにやさしいまちづくりを維持、発展できるよう、緊急を要する待機児童対策に係る施策を全庁的に推進するため、戸田市待機児童緊急対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 待機児童緊急対策に関すること。
- (2) 待機児童緊急対策計画の策定及び実施に関すること。
- (3) その他待機児童緊急対策に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 本部は、別表の本部員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長が決するものとする。
- 4 本部員が会議に出席できないときは、当該本部員の指名する職員（当該本部員が属する部局の職員に限る。）が代理として出席できるものとする。
- 5 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、こども青少年部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| | | | | | | |
|--------|-------------|----------|--------|---------|------|--------|
| 市長 | 副市長 | 教育長 | 消防長 | 総務部長 | 財務部長 | 市民生活部長 |
| 環境経済部長 | 福祉部長 | こども青少年部長 | 都市整備部長 | 市民医療 | | |
| センター所長 | 市民医療センター事務長 | 議会事務局長 | 教育部長 | 上 | | |
| 下水道部長 | 政策秘書室長 | 危機管理監 | 会計管理者 | 行政委員会事務 | | |
| 局長 | | | | 局長 | | |

戸田市待機児童緊急対策プロジェクトチーム要綱

平成28年5月31日 市長決裁

(設置)

第1条 戸田市における待機児童の解消に向けた対策を講ずるため、戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号。以下「行政組織規則」という。）第22条の規定に基づき、戸田市待機児童緊急対策プロジェクトチーム（以下「待機児童緊急対策室」という。）を設置する。

(組織)

第2条 待機児童緊急対策室は、こども青少年部に置く。

(所掌事務)

第3条 待機児童緊急対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 待機児童対策の企画立案に関すること。
- (2) 待機児童対策の総合的な調整に関すること。
- (3) その他待機児童に関すること。

(職及び職務)

第4条 待機児童緊急対策室に、担当課長を置く。

- 2 待機児童緊急対策室に、主幹、副主幹、主任その他必要な職員を置くことができる。
- 3 待機児童緊急対策室職員の基本的な職務は、行政組織規則第12条から第17条までの規定を準用する。

(固有専決事項)

第5条 待機児童緊急対策室担当課長等の固有専決事項は、別表のとおりとする。

(準用)

第6条 前条に定めるもののほか、待機児童緊急対策室職員の職務、決裁手続等は、戸田市職務権限規程（平成13年訓令第1号）及び戸田市文書管理規程（昭和62年訓令第3号）の例による。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか待機児童緊急対策室の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

| 専 決 事 項 | | | | 備 考 |
|------------------------------|----------------------|-----|-----|-----|
| 課 長 | 次 長 | 部 長 | 副市長 | |
| 待機児童対策の基礎資料の収集及び作成に関すること。 | | | | |
| 待機児童対策の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 | | | | |
| | 待機児童対策の企画及び立案に関すること。 | | | |

平成28年9月1日付入所分(定員超過入所の拡大)

(単位:人)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|---------|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| にいぞ虹保育園 | 現在受入枠 | 6 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 70 |
| | 拡大後受入枠 | 6 | 14 | 14 | 16 | 16 | 16 | 82 |
| | 増加人数 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 12 |
| 合計 | 現在受入枠 | 6 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 70 |
| | 拡大後受入枠 | 6 | 14 | 14 | 16 | 16 | 16 | 82 |
| | 増加人数 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 12 |

平成28年10月1日付入所分(定員超過入所の拡大)

(単位:人)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-----------------------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ささめ保育園 | 現在受入枠 | 6 | 16 | 18 | 26 | 26 | 27 | 119 |
| | 拡大後受入枠 | 6 | 16 | 18 | 26 | 27 | 27 | 120 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 戸田公園駅前 さくら草 保育園 | 現在受入枠 | 11 | 13 | 20 | 20 | 21 | 22 | 107 |
| | 拡大後受入枠 | 11 | 14 | 20 | 20 | 21 | 22 | 108 |
| | 増加人数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 戸田駅前保育所 | 現在受入枠 | 10 | 10 | 11 | 13 | 13 | 14 | 71 |
| | 拡大後受入枠 | 10 | 10 | 11 | 13 | 14 | 14 | 72 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| とだ虹保育園 | 現在受入枠 | 12 | 16 | 21 | 23 | 23 | 24 | 119 |
| | 拡大後受入枠 | 12 | 16 | 21 | 23 | 24 | 24 | 120 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 太陽の子 下戸田 保育園 | 現在受入枠 | 9 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 89 |
| | 拡大後受入枠 | 9 | 16 | 16 | 16 | 16 | 17 | 90 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| げんき保育園 | 現在受入枠 | 12 | 16 | 18 | 20 | 20 | 21 | 107 |
| | 拡大後受入枠 | 12 | 16 | 18 | 20 | 21 | 21 | 108 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 太陽の子 新曾北 保育園 | 現在受入枠 | 6 | 12 | 14 | 15 | 15 | 15 | 77 |
| | 拡大後受入枠 | 6 | 12 | 14 | 15 | 16 | 16 | 79 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 戸田すこやか 保育園 | 現在受入枠 | 6 | 12 | 12 | 17 | 17 | 17 | 81 |
| | 拡大後受入枠 | 6 | 12 | 12 | 18 | 18 | 18 | 84 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| むつみ保育園 | 現在受入枠 | 0 | 6 | 6 | 11 | 11 | 11 | 45 |
| | 拡大後受入枠 | 0 | 6 | 6 | 11 | 12 | 12 | 47 |
| | 増加人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 現在受入枠 | 72 | 117 | 136 | 161 | 162 | 167 | 815 |
| | 拡大後受入枠 | 72 | 118 | 136 | 162 | 169 | 171 | 828 |
| | 増加人数 | 0 | 1 | 0 | 1 | 7 | 4 | 13 |